

本号（令和8年3月19日）で公布された条例のあらまし

◇香川県民の日条例（令和8年香川県条例第1号）

- 1 県民の間に広く本県の自然、歴史、文化、産業等についての関心と理解を深めるとともに、より豊かで活力に満ちたふるさと香川を共に築き上げる気運の醸成を図るため、香川県民の日を設けることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第2号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び利用料金並びに手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第3号）

- 1 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第4号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第5号）

- 1 高松港港湾環境整備施設について、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費との均衡等を考慮し、香西地区港湾緑地の各施設等の使用料を改定するほか、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年5月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日又は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県道路占用料条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第6号）

- 1 道路法施行令（昭和27年政令第479号）の改正により、道路の占用の許可を受けることができる施設等として、水素を供給するための施設が追加されたこと等に伴い、当該水素を供給するための施設等の占用料を定めることとした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第7号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 令和8年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和9年1月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第8号）

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第9号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、専修学校に新たに専攻科を置くことができるものとされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第10号）

- 1 児童相談所の体制を強化するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第11号）

- 1 香川県社会福祉総合センターの文化教養室を廃止することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第12号）

- 1 観光情報センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年7月1日から施行することとした。

◇香川県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第13号）

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第14号）

- 1 県内への企業誘致を推進するため、条例の有効期限を延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第15号）

- 1 公衆浴場業を営む者が講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置の基準について、浴槽水の残留塩素濃度の測定対象を見直すとともに、近年の公衆浴場の利用目的及び利用形態の変化を踏まえ、混浴の制限を緩和するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第16号）

- 1 旅館業を営む者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準について、浴槽水の残留塩素濃度の測定対象を見直すため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第17号）

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）の改正等を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第18号）

- 1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第19号）

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項に規定する介護療養型医療施設に係る経過措置の終了に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第20号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第21号）

- 1 会計事務の効率化の観点から、集中管理特別会計で行っている業務用パソコン等に係る機械計算事務の会計処理を一般会計で行うこととするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第22号）

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等の改正により、国家公務員の給与について地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当が創設されること等を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第23号）

- 1 特殊勤務手当について、国及び他県との均衡を考慮し、支給対象業務の拡大及び支給額の改定を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第24号）

- 1 生徒数の変化、多様化・複雑化している教育課題等に対応するため、県立学校職員の定数を改めることとした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県高等学校等教育改革促進基金条例（令和8年香川県条例第25号）

- 1 国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を受け入れ、公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業を円滑に実施するための基金を設置するため、条例を新たに制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。